

## 海・浜におけるルール&マナー

### しない

- 操業中の漁船や潜水漁周辺での遊走は、漁業者の迷惑となるためやめる。
- 水上バイクは出入港エリアはもちろんのこと、漁港内での航行は行わない。
- 遊泳区域を表示するブイの100m以内には近づかない。また、区域外に遊泳者がいる場合も100m以内に近づかない。
- 徐行区域内では、事故防止のため、高速航行はやめる。
- 漁業者が設置したブイ、マークや漁業用ブイ、旗を廻らない。
- 水上オートバイ、ウインドサーフィン等は水を持参するか自宅で洗浄すること。
- 砂浜での危険防止及び砂浜保護のため、決められた場所以外でのレジャー車輛の乗入れ、マリンレジャー機材等の揚げ降ろしはしない。
- 1日を越える長期駐車や1台で複数の駐車スペースを占有する駐車はしない。
- たき火、直火焚のバーベキューは行わない。
- 海岸線でのキャンプは行わない。

### 注意する

- 方向転換は周りを十分確認してから行う。
- 漁業者の迷惑となるため、操業中の漁船には近づかない。
- 生簀の魚が排気音で驚き、網に衝突したりして死ぬ原因となるため、生簀には近づかない。

### 守る

- 無免許、ライフジャケットの未着用、船検手帳有効期間切れ、飲酒の場合には航行してはいけない。

#### [平成27年夏 制定]

安心・安全な海水浴場を目指して、マナー条例を制定！  
「安心・安全な館山の海水浴場の確保に関する条例」

#### 海水浴場での9つの禁止行為

- 1 遊泳区域内への水上オートバイなどの乗り入れ
- 2 遊泳区域付近での水上オートバイなどの高速航行
- 3 酩酊（深酔い）状態での遊泳
- 4 遊泳区域内で動物を泳がせること
- 5 砂浜への車両駐車
- 6 たき火・バーベキュー
- 7 入れ墨の露出
- 8 ごみの投棄
- 9 もり・水中銃などの携行・使用 など

『観光立市』を標榜する館山市では、「青い海・この恵まれた郷土を愛し、…」と『館山市民憲章』に謳われています。

ひとたび海や浜に目を向けてみると、34.3キロの長い海岸線を有した館山湾は、夏季には海水浴場として地域内外より多くの海水浴客が訪れる場所であり、また、年間を通したマリンスポーツのメッカとして、さらには、“サンゴの北限域”ともいわれる美しい海中の世界を持つ『海のまち』です。

この恵まれた資源である“海”を生かしながら、多くの来訪者で出会いと交流の場が形成されることにより、交流人口の拡大や館山湾を起点とした南房総地域への観光ネットワークの構築を目指しています。

また、漁業者、マリンレジャー愛好者、近隣住民、海水浴客など、様々な利用形態が交錯する中で、海・浜における事故やトラブルを未然に防ぐには、ルールを遵守してはじめて自由な利用ができます。

そこで、館山市では、漁業関係者の操業活動等を適切に確保するためにも、館山における海・浜を利用するみなさまに、「安心」かつ「安全」に楽しんでいただけるよう、『安全で快適な海浜空間の創出を図る』ための一つの手段として、海・浜における共存・共栄のための“共通ルール”を掲げた『海・浜のルールブック（第1弾）』を策定し、これを地域内外に向けて強く情報発信していきたいと考えます。

#### 〈協力機関〉

館山市漁業協同組合連合協議会／館山船形漁業協同組合  
／NPO 館山外洋ヨットクラブ／沖ノ島サンゴを見守る会／  
NPO たてやま・海辺の鑑定団／館山海浜商業協同組合／  
海辺の遊び屋 8BAY／CAPESIDE SPORTS／TATEYAMA  
TATEYAMA SURF CLUB／ワーキングチーム〔船形～那古  
エリア内〕／地元選出市議会議員／NPO PW（パーソナル  
ウォータークラフト）安全協会／スズキマリン〔富津市〕／海  
上保安庁 千葉海上保安部／千葉県 安房地域振興事務所  
／館山水産事務所／千葉県 南部漁港事務所／千葉県 安  
房土木事務所／千葉県 館山警察署／安房都市広域市町村  
圏事務組合 消防本部

館山市

経済観光部 みなと課

館山市館山1564番地-1 TEL 0470-28-5180

館山 TATEYAMA

# 海・浜のルールブック



# 館山 海・浜のルールブック【鏡ヶ浦エリア】

館山の海や浜を利用される皆様へ



## しない DON'T



この周辺での遊走は船舶航行や操業の妨げとなり大変危険ですからやめましょう。



この周辺は徐行区域となっています。事故防止のため高速航行はやめましょう。



他の人の設置したブイ、マークや漁業用ブイ、旗を廻らないようにしましょう。



夜8時以降朝7時までは砂浜や海でのエンジンの空ぶかしや航行はやめましょう。



遊泳者がいる場合は100m以内には近づかないようにしましょう。



決められた場所以外での砂浜への車両の乗り入れはやめましょう。



夜10時以降は音の出る花火や打上げ花火はやめましょう。



貝類や海藻類をとるのはやめましょう。



切れた糸、針、鉛は必ず持ち帰りましょう。



犬のリード(ひも)を外すのはやめましょう。糞を放置しないようにしましょう。

〔館山夕日棧橋について〕

- 棧橋の下を通り抜けるのはやめましょう。
- 棧橋から海へ飛び込むのはやめましょう。

## 注意する CAUTION



操業中の漁船や潜水漁の周辺には近づかないようにしましょう。



生簀には近づかないでください。



方向転換は周りを十分確認してから行いましょう。

## まもる KEEP



海水浴場開設期間中は海水浴場監視およびライフセーバーの注意を守りましょう。



海岸はきれいに使用し、ごみは持ち帰るようにしましょう。



無免許、ライフジャケット未着用、船検手帳有効期間切れ、飲酒の場合には航行してはいけません。

## 届・連絡 REPORT COMMUNICATION



海上でイベントやレース等を行う時は届出をしてください。  
◆千葉海上保安部 館山分室 ☎0470-20-0118



海・浜を利用するイベント等は届出をしてください。  
◆安房土木事務所 ☎0470-22-4341



漁業権の漁場区域にかかるイベントやレース等を行う時は最寄りの漁業組合に事前に連絡してください。  
◆館山船形漁業協同組合 ☎0470-27-2111



水難事故等が発生した場合の連絡先  
◆千葉海上保安部 館山分室 ☎0470-20-0118  
◆海の「もしも」は118  
◆安房都市消防本部 119  
◆館山警察署 ☎0470-23-0110

## このルールに違反すると罰則を科せられることがあります



人が遊泳し、又は手こぎボートその他の小舟が回遊する水面において、みだりに、ヨット若しくはモーターボートその他の原動機を用いて推進する舟艇又はこれらにけん引される物を縫航し、急展開し、疾走させる等により、遊泳し、又は手こぎボートその他の小舟に乗っている者に対し、危険を覚えさせるような行為は、千葉県条例で禁止されています。違反した場合には罰則を科せられることがあります。

【公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する県条例 第10条】



漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害するような行為は、法律により禁止されています。違反した場合には罰則を科せられることがあります。  
【漁業法 第143条】